

# 平成30年度事業報告

(平成30年4月1日から平成31年3月31日)

## I. 概況

新発田法人会は平成24年4月1日付で公益社団法人に移行し7期目となる平成30年度は一年を通じて、税知識の普及と納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする事業を行ってきました。

そして、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、諸施策に取り組みました。また、会員や市民へのサービス向上に努めているところです。

主な事業活動の概況は以下のとおりです。

### [公益関係]

税を巡る諸環境の整備事業として、税に関する研修・セミナーは、公益性を高めるため会員のみならず一般市民も対象に実施し、多数の方に参加いただきました。

租税教育では、小学生を対象に租税教室、税に関する絵はがきコンクールを実施し、参加の小学校数、児童数も多く、高い評価を得ています。

税の広報活動として、会報の発行やホームページによる広報も実施しました。

また、今後の望ましい税制のあり方についての提言も実施しました。

地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業としては、講演会・セミナーを開催し多数の方に参加いただきました。その際、タオル寄付を募り社会福祉協議会に寄贈し、福祉や医療の現場で役立てております。

### [共益関係]

組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実のための事業、会員の福利厚生に資する事業に取り組みました。

### [管理関係]

公益法人制度を踏まえ、諸規定の整備や諸会議及び事業活動の確立等、管理運営に努めました。

## II. 公益関係

### 1. 税を巡る諸環境の整備事業

#### (1) 税に関する研修・セミナー事業

##### ① 各研修会・セミナー事業

平成 30 年度の税に関する研修会・セミナーの実施状況は、新設法人説明会、税制改正、消費税軽減税率制度や税務申告など、法人会の原点である「税」を中心とした研修会、および経営や財務に関する諸問題改善に役立つ研修会をより多く実施しました。また、宗教法人対象の研修会を 3 回開催しました。開催した詳細は以下のとおりです。

テーマ	参加人員	回数	講師
決算期別説明会	137	4	税務署担当官
新設法人説明会	9	1	//
平成 30 年度税制改正の概要	83	3	//
自主点検チェックシートと税務調査	64	1	//
宗教法人説明会	18	3	//
消費税・軽減税率研修会	68	1	//
相続・事業承継研修会	26	1	//
税務署長との税務座談会	20	1	新発田税務署長
源泉所得税研修会	50	1	税務署担当官
e-Tax 説明会	478	16	//
合計	953	32	

##### ② インターネットセミナーの提供

新しい研修の場として当法人会ホームページ上に、ネットで配信されるセミナーオンデマンドを会員に提供しています。現在、約 1,000 タイトル、5,000 を超える映像コンテンツを持ち、随時新しい番組を更新しています。2018 年 10 月 1 日から配信環境が大幅に改善され、スマホ (iPhone、Android) でも、パソコン (Mac OS 可) でも、24 時間いつでもどこでも手軽にインターネットセミナーが受講できます。税務・財務・経営・労務・人材教育・パソコンや IT といった実務的な分野から、健康やライフスタイル、政治経済など、多彩な内容と一流講師陣を揃え、経営者の自己啓発はもとより社員教育にもご活用いただいています。

## (2) 租税教育活動

新公益法人制度を踏まえ、青年部・女性部活動の大きな柱である「租税教育活動」の積極的展開を図るために、税務署主催の講師養成セミナーに参加しスキルアップし、租税教育活動に積極的に取り組んでいます。

### ① 新発田市租税教育推進協議会総会

開催日 平成 30 年 6 月 13 日  
会 場 地域交流センターあおり館 会議室  
議 題 (1) 平成 29 年度事業実績報告について  
(2) 平成 30 年度事業計画 (案) について

### ② 阿賀野市租税教育推進協議会総会

開催日 平成 30 年 6 月 21 日  
会 場 阿賀野市役所 会議室  
内 容 (1) 平成 29 年度事業実績報告について  
(2) 平成 30 年度事業計画 (案) について

### ③ 租税教育講師セミナーへの参加

開催日 平成 30 年 11 月 8 日  
会 場 新発田税務署 会議室  
講 師 新潟税務署税務広報広聴官 近藤 匡氏  
内 容 租税教室の進め方  
参加者 青年部・女性部役員 4 名

### ④ 放課後児童クラブでの租税教室の開催

青年部、女性部の役員が、新発田市内の放課後児童クラブ 9 箇所、小学校 1～3 年生の児童 594 名に、租税教育用の [紙芝居] 上演、[DVD] 視聴、[一億円レプリカ] 等、租税教室を開催し、低学年の児童に「税」について解説しました。

開催日 平成 30 年 7 月 25 日  
会 場 猿橋第 2 児童クラブ  
児童数 83 名  
参加数 2 名

開催日 平成 30 年 7 月 26 日  
会 場 住吉児童クラブ

児童数	61名
参加数	1名
開催日	平成30年7月26日
会場	御免町児童クラブ
児童数	65名
参加数	1名
開催日	平成30年8月3日
会場	御免町第2児童クラブ
児童数	45名
参加数	3名
開催日	平成30年8月17日
会場	猿橋児童クラブ
児童数	96名
参加数	2名
開催日	平成30年8月17日
会場	御免町第3児童クラブ
児童数	25名
参加数	2名
開催日	平成30年8月21日
会場	外ヶ輪児童クラブ
児童数	74名
参加数	2名
開催日	平成30年8月22日
会場	住吉第2児童クラブ
児童数	85名
参加数	5名
開催日	平成30年8月22日
会場	こうぬま児童クラブ
児童数	60名
参加数	4名

#### ⑤ 小学校での租税教室の開催

青年部・女性部役員が講師を努め、胎内市立きのと小学校、新発田市立菅谷小学校、住吉小学校、阿賀野市立水原小学校、安田小学校の5校で、授業の一環として租税教室を開催し、税金の意義や使われ方、税金の種類等を小

学生にもわかりやすい授業を開催しました。

開催日 平成 30 年 12 月 10 日  
会 場 胎内市立きのと小学校  
児童数 5～6 年生 22 名  
参加数 3 名

開催日 平成 31 年 1 月 10 日  
会 場 新発田市立菅谷小学校  
児童数 5～6 年生 26 名  
参加数 1 名

開催日 平成 31 年 1 月 23 日  
会 場 新発田市立住吉小学校  
児童数 6 年生 91 名  
参加数 3 名

開催日 平成 31 年 1 月 23 日  
会 場 阿賀野市立水原小学校  
児童数 6 年生 92 名  
参加数 2 名

開催日 平成 31 年 2 月 8 日  
会 場 阿賀野市立安田小学校  
児童数 6 年生 82 名  
参加数 3 名

⑥ 管内の小学校 6 年生全員に小冊子を配布

新発田法人会管内の新発田市、胎内市、聖籠町、阿賀野市の小学生全員（37 校、約 1,500 名）に租税教育用小冊子「おじいさんの赤いつぼ」を配布しました。

⑦ 税に関する絵はがきコンクールの開催

租税教室開催時に応募を呼びかけるなど周知に努め、新発田市立住吉小学校、胎内市立きのと小学校、阿賀野市立水原小学校の 3 校から、86 作品の応募がありました。

後援いただいている新発田税務署と選考委員会で選考した最優秀作品には新発田税務署長賞を、その他優秀作品には法人会会長賞、青年部部長賞、女

性部部長賞、イータ君賞、けんたくん賞、参加賞を、学校を通じて終業式で表彰しました。

### (3) 税の広報活動

#### ① 新発田法人会会報・全法連機関紙「ほうじん」の配布

税や経営に関する最新の情報を提供するために「しばた法人会だより」を年1回、全法連機関紙「ほうじん」を年4回(季刊)会員および一般向けに無料配布しました。

#### ② ホームページによる税の広報

- ・税制改正の確定時に速報版を掲載し周知に努めました。
- ・各研修会や講演会の案内を会員外の一般市民にも参加を呼びかけました。
- ・税法・税務・経営・労務等に関する小冊子を作成、配布を会員外の一般市民にも案内しました。

#### ③ 新聞による税の広報

「税を考える週間 11/11～11/17」に合わせ、全国紙(日経・読売・日刊工業)および新潟日報朝刊に「税を味方に、強い経営を。」の広告を5段に掲載しました。

### (4) 企業の税務コンプライアンス向上税制提言活動

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要なことです。法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成した「自主点検チェックシート」「自主点検ガイドブック」を活用し、企業の税務コンプライアンス向上のため、各研修会やホームページで積極的に案内し、その推進と普及に努めました。

### (5) 研修用教材の作成・配布

税法・税務に関する研修会は、法人会の中心事業でもあり、平成30年度においても各種テキスト・小冊子を作成し、研修会開催時に会員や会員外の出席者に配布しました。

#### 作成したテキスト・小冊子等

- 1 新事業承継税制のポイント
- 2 ここが変わることしの税制改正
- 3 今から始める消費税軽減税率対策

- 4 30年度税制改正のあらまし速報版
- 5 おじさんの赤いツボ（新発田税務署管内小学校6年生対象）
- 6 自主点検ガイドブック
- 7 わかりやすい法人税申告の実務
- 8 消費税軽減税率スタートガイド
- 9 会社がもらえる助成金活用のポイント
- 10 主要税法取扱便覧
- 11 基礎からわかる36協定
- 12 労基署調査の対応ポイント
- 13 成功する「生前贈与」Q&A
- 14 会社の決算・申告の実務
- 15 会社の税金ガイドブック
- 16 税制改正のあらまし
- 17 消費税軽減税率対策
- 19 消費税軽減税率制度のポイント、8%10%判定
- 20 新事業承継税制のポイント
- 21 相続税「税務調査」の心得帳
- 22 源泉所得税実務のポイント
- 23 会社取引をめぐる税務
- 24 消費税引き上げに伴う軽減税率・経過措置・インボイス制度

## 2. 税制提言活動

### (1) 税制改正に関する提言の概要

平成 30 年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行・財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい経営環境を踏まえた中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

新潟県法連がまとめた要望事項は以下のとおりです。

## 平成 31 年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会

### 総論

#### 第一 経済活性化への積極的取り組み

平成 30 年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を、あまねく応援する等の観点から、個人所得税の見直しを行うとともに、デフレ脱却、経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業継承税制の拡充等が行われた。

ただ、世界経済の先行き懸念、更に日本経済は足踏み状態にあり、引き続き、デフレからの脱却、経済再生が最優先課題となっている。

特に地方の中小企業にとっては厳しい経営環境が続いており、日本経済を支える中小企業が元気に成る為の、更なる具体的施策を示し実行するよう、政府に対し強く求めたい。

#### 第二 行財政改革の徹底

平成 30 年度予算編成は、歳入 97.7 兆円のうち、税収は 59.1 兆円（前年度当初予算 57.7 兆円）、国債の新規発行額は 33.7 兆円（前年度から 6,776 億円減）であり、公債依存度は 34.5%（前年度 35.3%）となった。

財政状況はわずかながら改善しているとはいえ、2020 年度にプライマリーバランスを黒字化するという目標は、率直のところ達成困難といわざるを得ない。この現実を正面から受け止め、政府には引き続き本気で行財政改革に取り組むよう求める。



そのための具体策として、次のとおり要求する。

1. 年金の「マクロ経済スライド運用」の徹底、高所得高齢者の給付削減
2. 医療分野の規制改革推進（診療報酬体系の見直し、ジェネリック普及など）
3. 介護保険制度の見直し
4. 生活保護の給付水準見直しと厳格運用
5. 小児化対策は企業主導型保育事業の検討と安定財源確保
6. 選挙制度改革と議員定数・報酬等の歳費の抑制
7. 特殊法人改革等の推進
8. 積極的な民間活力の導入
9. 特別会計の抜本的改革
10. 予算執行についてのチェック体制強化と厳格運用

### 第三 法人・個人所得税について

税制は、公平、中立、簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平な適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担するという考えで、課税ベースの見直しを要望してきた。

産業の空洞化を防止する観点から、法人実効税率引き下げは妥当と考えるが、一方で課税ベースの拡大により、税負担の軽減効果が減殺されることのないよう慎重な検討を求めたい。

個人所得税については、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われたが、不公平を生じないように配慮すべきで、引き続き適正な税負担の仕組みを追及、検討していくべきである。

### 第四 社会保障制度改革推進について

財政と社会保障の問題については、人口減少と少子、高齢化の同時進行、格差の拡大が進む中で国民は将来の不安がますます増大してきている。

出生数の減少は、その理由として将来不安が一番に挙げられ、現下の財政状況の中で社会保障制度をいかにして維持していくのか、これは国家的課題ともいえる大きな問題である。

既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料増額等の改革を行ってきただけに、公的福祉制度の民間移譲など、地方財政の削減、民間雇用促進に繋がるような施策について、財源問題と併せ更に突っ込んだ改革に取り組んでいくことが不可避といえる。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

## 第五 震災復興について

東日本大震災については、平成 27 年度まで 5 年間の集中復興期間（予算規模 25 兆円）を経て、平成 28 年度から 5 年間の「復興・創生期間」（予算規模 6.5 兆円）に入っているが、依然復興は道半ばである。

今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故対応を含め引き続き適切な支援を続ける必要がある。

被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから実効性のある措置を講じるよう求める。

財源については、国が全額負担してきた従来方針を転換し、一部事業については被災自治体にも若干の負担を求めることとしており、効率的な予算運営が期待できる状況になっているが、「復興・創生」の残り期間についても、引き続き極力各省庁の無駄を省き、知恵を絞って税外収入の確保に努め、更なる増税に頼ることのないよう要望したい。

また、集中復興期間中に、一部指摘のあった予算流用や最近発覚した政府系金融機関による危機対応融資制度の不適正運用など国費の無駄に直結する事例には厳しく対処し、こうした事象が発生することのないよう改めて財政規律の遵守を強く求める。

また、熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧、復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

### （ 基 本 事 項 ）

#### 第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多い。

このため、以下のことにつき要望する。

##### 1 課税ベースの適正化について

法人実効税率の引き下げに伴い租税特別措置の期限切れによる廃止など課税ベースの拡大が一部行われたが、依然として法人税負担の偏りがみられる。財源確保の観点からだけでなく、適正な課税ベースの構築を引き続き検討していくこと。

##### 2 外形標準課税について

中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高く、外形標準課税が適用されると雇用の維持・創出に及ぼす影響が大きい。また欠損法人等担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫し、設備投資にも影響が及ぶことから、地方創生の観点からも、外形標準課税の対象範囲の見直しをするに当たっては、中小法人への十分な配慮が必要であり、慎重に進めること。

### 3 繰越欠損金の控除限度額について

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点から、中小法人に対しては、繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。

### 4 投資促進税制等の拡充、本則化

中小企業の技術革新など経済活性化に資する生産性向上設備投資促進税制等については、制度を拡充するとともに、極力本則化すること。

### 5 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続等のため2か月以内で完了することがなかなか困難であり、法人税の確定申告書の提出期限を「原則」事業年度終了後3か月以内」に延長すること。

### 6 企業会計と税法会計について

企業会計、税法会計ともに「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従う」とする共通理念を有しており、税法会計も可能な限り企業会計に近づける会計処理とすること。

## 第二 個人所得税制について

所得税は、国民全体がその所得に応じて負担するという税の基幹であるが、社会の構造変化などによる非納税者の増加や各種控除の拡大などから、基幹税としての財源調達機能が低下している。

公正・中立・簡素の三原則に立ち戻って、広く公平な税負担となるよう見直しが必要と考える。

### 1 各種控除制度の見直し

- (1) 各種控除は、社会構造変化に対応したものに見直すこと。
  - (2) 税率構造についても、各種控除と一体的に見直しを検討すること。
  - (3) 累次の改正で複雑化しており、簡素化を図ること。
- 2 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき。

### 第三 消費税制について

平成 29 年 4 月から予定されていた消費税率の引き上げは、2 年半延期された。

ただ、軽減税率制度の導入については、既定の通り「10%への引き上げ時」とされる見込みである。

税率引き上げの再延期は、国内外の経済情勢等を踏まえての政治判断であるが、財政健全化や社会保障の充実という重い課題がさらに厳しさを増すものとなった。

軽減税率制度については、法人会としては「10%程度までは、単一税率が望ましい」との主張に変わりないが、「10%引き上げ時の導入」を前提とした場合、次の点について十分な配慮と、国民の理解を得る努力を要望する。

1. 事業者の事務負担・事務コスト増に対し、十分配慮された仕組みとすること。
2. 対象品目等については、極力分かりやすいルールとすること。
3. 税収確保の視点も重視すること。
4. 経済への影響に十分配慮すること。

### 第四 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

これまで納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化などが図られてきたが、中小企業の円滑な事業承継には不十分であり、さらなる要件緩和と充実を要望する。

### 第五 地方税制について

- 1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率化とコスト削減に努めること。
- (2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。
- (3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

## 2 事業所税について

事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収の有無があるなど不合理・不公平な実態があり、廃止すべきである。

## 3 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。

また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすべきである。

## 4 ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度については、制度の趣旨には賛同するものの、問題点も指摘されている。制度の本旨に立ち返り、寄付が真に住民サービスに活かされ、効率よく地域の運営に貢献するものとなるような仕組みにするべきであり一部見直しが必要と考える。

# 第六 マイナンバー制度について

平成 28 年 1 月から全面施行されたマイナンバー制度は、導入後しばらくの間、発行に伴うミスやカードの不具合などさまざまな混乱を生じたが、システム面については落ち着いた状況になったといえる。ただ、カードの発行率はかなり低調であり、制度の定着には未だ課題が多い。

情報の保護や悪用防止のための措置など、今後も制度の趣旨に沿った

運用が成されるよう、更に必要な措置を講じていくよう要望する。

## 第七 国際税制について

経済のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、中小法人や個人にも関わりが広がっており、その重要性はますます高まっている。租税条約の拡充により国際的な二重課税を排除することや、その逆の不正な資本隠しなどについては厳正な対応が必要であり、国際的な課税ルールの構築に向け継続して取り組んでいくべきである。

いわゆるタックスヘイブン対策は、実態を正確に把握し、税の原点に立ち返った視点からの対策が不可欠である。

諸外国とも連携し、引き続き適正な税制措置をとるよう強く求める。

## 第八 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

### ( 個 別 事 項 )

#### 第一 法人税関係

- 1 中小企業の軽減税率 15%の本則化と適用課税所得額の引き上げ  
中小企業に適用される軽減税率の特例 15%を時限措置ではなく、本則化すること。  
また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率適用所得額を少なくとも 1,600 万円程度に引き上げること。
- 2 中小企業の活性化に資する投資促進税制の見直し  
中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めること。  
また、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、適用期限が延長されたが、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃すること。

### 3 役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すこと。

### 4 引当金の損金算入

(1) 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

(2) 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

### 5 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早い  
ため期間を3年とすること。

## 第二 所得税関係

### 1 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

### 2 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。

これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

### 3 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

## 第三 相続税・贈与税関係

### 1 親族外への事業承継に対する措置の充実

## 2 贈与税の控除額引上げ

- (1) 経済活性化の観点から、贈与税の基礎控除額を引き上げること。
- (2) 昭和 63 年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を 2,000 万円から 3,000 万円に引き上げること。

## 3 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人 1 人 500 万円を 1,000 万円に引き上げること。

## 4 課税財産の見直し

- (1) 事業用資産を一般財産と切り離した事業承継税制とすること。
- (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

# 5 取引相場のない株式等の評価の適正化について

平成 29 年度税制改正で類似業種批准方式についての評価方法の見直しが行われたが、純資産価額方式についての見直しも含め、更に適正化を図る必要があり早急な対応を求める。

## 第四 間接税関係

### 1 印紙税の改正

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など取引慣行の変化に伴い課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くことから廃止すること。

## 第五 その他

1. 配当に対する二重課税の見直しを要望する。
2. e-Tax と eL TAX の電子申告・電子納税環境の一層の整備を図り、統一的な運用を検討すべきである。

以上



## (2) 税制改正要望大会への参加

### 税制改正要望退会への参加

開催日 平成30年10月11日(木)

会場 鳥取市 とりぎん文化会館

来賓 国税庁長官 藤井健志氏 鳥取県知事 平井伸治氏  
鳥取市副市長 羽場恭一氏

参加者数 1,600名(うち、新発田法人会から1名参加)

## 要 望 大 会

### 平成31年度税制改正スローガン

- ・財政健全化は国家的課題。  
目標の早期達成に向けて全力を！
- ・少子高齢化の急速な進行は不可避。  
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- ・中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- ・中小企業は雇用の担い手。  
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

## (3) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連、各県連および各単位会が要望実現のために陳情活動を展開しました。新発田法人会では小島会長が管内選出の衆議院議員並びに新発田市長・新発田市議会議長に要望性を持参し陳情を行いました。

11月26日	斎藤 洋明 衆議院議員	斎藤 洋明事務所
11月26日	黒岩 宇洋 衆議院議員	黒岩 宇洋事務所
11月28日	二階堂 馨 新発田市長	新発田市役所
11月28日	比企 広正 新発田市議会議長	新発田市役所

#### (4) 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っていました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

#### [法人課税]

##### 1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。</li></ul>

##### 2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。</li><li>・ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組され</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されました。</li><li>・ 中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適</li></ul>

<p>た中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。</p>	<p>正化が行われ、適用期限が2年延長されました。</p>
--	-------------------------------

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下がります（2022年4月1日以後の贈与より適用）。</li> <li>一定のやむ得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合、その該当した日から6月内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。</li> <li>非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となる等、手続きの簡素化が行われます。</li> </ul>

[その他]

1. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

2. ふるさと納税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>納税先を納税者の出身自治体に限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪</li> </ul>

定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。	めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外とすることができるよう、制度の見直しが行われます。
-----------------------------------	--

### 3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

#### (1) 平成30年度の経営支援に関する研修会の開催状況

平成30年度の経営支援に関する研修会の開催状況は以下のとおりです。

テーマ	参加人員	講師
仕事ができる女は食事も違う ～輝く女になる食べ方の秘密～	32	料理研究家 栄養士 松丸 まき 氏
労務署調査の対応ポイント	64	社会保険労務士法人 篠田パートナーズ事務所 代表 篠田 昇 氏
合 計	96	

#### (2) 社会貢献活動

社会福祉施設の現場でのタオル不足を一般市民に呼びかけ、タオルを寄贈することを目的に、毎年特別講演会を開催しています。参加者には入場料代わりにタオルを持参いただき、集まったタオルを社会福祉協議会に寄贈しました。

開催日 平成31年2月25日（月）

会 場 ホテル華鳳

講 師 中野小路 たかまる 氏

演 題 「笑って学ぼう 振込詐欺防止」

来場数 参加者 238名 タオル 650本

寄贈先 胎内市社会福祉協議会 様（400本）

聖籠町社会福祉協議会 様（250本）

### Ⅲ. 共益関係

#### 1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資するための事業

##### (1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては経済の低迷が長期に渡り続いたことや後継者不在などから、廃業や合併等が増加し会員の減少が続いています。平成30年度は、「前年以上の会員数確保」を基本方針とし、「役員一人1社確保」を必達の目標として組織の拡充に努めました。また、提携保険3社、青年部、女性部、各支部にも会員増強への協力を依頼しました。この間11社の新規加入をいただきましたが26社の退会があり、期末の会員数は15社の減となりました。

所管法人数	会員数			加入率
	30/3末	31/3末	増減数	
2,449社	910	895	△15	36.5%

##### (2) 広報活動の充実

###### ① ポスターによるPR

平成30年度は前年度に引き続き、全法連・東法連の役員20名以上がモデルとなり、「税を味方に、強い経営を。」をキャッチフレーズとしたポスターを作成し、法人会の周知・広報に活用しました。

###### ② 市報等での広報

新発田市報「広報しばた」や新発田市回覧板、各市の市報、「新発田商工会議所だより」などに、各種研修会の開催を広報掲載し、会員外への税知識の普及、納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

###### ③ ホームページでの広報

当会ホームページ上に、各種研修会の開催を広報掲載し、会員外へ研修会への参加を呼びかけ、税知識の普及、納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

### (3) 部会等の事業の充実

#### 会議や研修会の開催状況

	事業名	開催数	出席者数
青年部会	事業報告会	1	32
	会議の開催	2	8
	研修会の開催	1	4
女性部会	事業報告会	1	32
	会議の開催	3	33
	研修会の開催	3	74

### (4) 福利・厚生事業

関係保険会社 3 社の加入状況は下記のとおりです

H30,3 月末現在	経営者大型補償制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	19.8%	15.4%	21.3%
加入企業数	183 社	139 社	192 社

## IV. 管理関係

### (1) 事業運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、法令等に適合した諸規定の整備改革を図るとともに法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し情報発信や会活動の PR に努めました。

### (2) 諸会議の開催

#### ① 平成 30 年度 第 7 回通常総会

開催日 平成 30 年 6 月 14 日 (木)

会場 北辰館 会議室

出席者 584 社 (内、委任状によるもの 534 社)

決議事項

第 1 号議案 平成 29 年度決算報告承認の件

報告事項

理事会承認事項

平成 29 年度事業報告  
平成 30 年度事業計画  
平成 30 年度収支予算

② 理事会

(1) 第 1 回理事会

開催日 平成 30 年 5 月 22 日 (火)

会 場 志まや 会議室

出席者 23 名

決議事項

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告ならびに決算の承認の件

第 2 号議案 第 7 回通常総会の提案議題等に関する件

(2) 第 2 回理事会

開催日 平成 30 年 9 月 6 日 (木)

会 場 北辰館 会議室

出席者 16 名

決議事項

第 1 号議案 平成 30 年度事業進行状況について

第 2 号議案 会員増強並びに新規入会会員について

報告事項

代表理事の職務執行状況報告

(3) 第 3 回理事会

開催日 平成 31 年 3 月 20 日 (水)

会 場 北辰館 会議室

出席者 18 名

決議事項

第 1 号議案 平成 31 年度事業計画 (案) について

第 2 号議案 平成 31 年度収支予算 (案) について

第 3 号議案 平成 31 年度第 8 回通常総会の開催について

第 4 号議案 功労者表彰について

第 5 号議案 新規入会会員について

報告事項

(1) 代表理事の職務執行状況報告

(2) 平成 30 年 12 月 31 日現在の会員数について

(3) 平成 31 年税制改正提言活動について

### (3) その他の行事参加

#### ① 第35回法人会全国大会 鳥取大会

開催日 平成30年10月11日(木)

会場 鳥取市 とりぎん文化会館

参加者数 約1,800名(うち新発田法人会1名)

##### 第1部 記念講演会

講師：(株)大山どり 代表取締役 島原 道範 氏

演題：「大山どりの軌跡～35歳 どん底からの挑戦～」

##### 第2部 大会式典

主催者挨拶 小林栄三全法連会長

来賓挨拶 藤井 健志 国税庁長官

平井 伸治 鳥取県知事

羽場 恭一 鳥取市副市長

「平成31年税制改正に関する提言」報告

大会宣言 利根 忠博 全法連筆頭副会長

#### ② 全法連事務局セミナー

開催日 平成31年3月4日(月)

会場 ハイアットリージェンシー東京

参加者数 約400名(うち新発田法人会1名)

##### 第1部 演題：「法人会の福利厚生制度について」

講師：全法連 事務局及び福利厚生制度推進協力会社担当者

##### 第2部 演題：「公益法人運営で留意すべき点について」

講師：公益財団法人公益法人協会 副理事長 鈴木 勝治 氏

#### ③ 局連主催 事務局担当者研修会

開催日 平成30年12月4日(火)

会場 ホテル ブリランテ武蔵野

参加者数 約100名(うち新発田法人会1名)

##### 第1講座 テーマ：「統合プラットフォームの操作・活用について」

講師：全法連 事業部次長 佐藤 雅弘 氏



第2講座 テーマ：消費税軽減税率制度について  
講師：関東信越国税局 課税第二部  
消費税課 課長補佐 加藤 裕氏

④ 県連事務局長会議

開催日 平成30年12月17日(月)  
会場 ANAクラウンプラザホテル 新潟  
参加者数 15名(うち新発田法人会1名)  
議題 (1) 全国専務理事会議(12月6日)の内容伝達  
(2) 「ふやそう二万社GOGOキャンペーン」進捗  
(3) 県の立入検査について  
(4) その他の報告  
連絡事項 主な予定について

⑤ 県連事務局会議ならびに研修会

開催日 平成30年9月13日(水)  
会場 ANAクラウンプラザホテル 新潟  
事務局会議 ① 全国専務会議の伝達 ② その他の諸報告  
研修会 テーマ：「法人会会計処理の留意点」「助成金取扱の留意点」  
講師：全国法人会総連合 山田部長 滝澤課長代理

(4) 功労者表彰について

《平成30年 全法連功労者表彰》  
松永 温 新発田法人会 副会長  
林 茂樹 新発田法人会 事務局長

《平成30年 新潟県連功労者表彰》  
佐藤 茂之 新発田法人会 理事  
坂詰 昭彦 新発田法人会 理事

《平成30年 新発田法人会功労者表彰》  
富岡 フジ子 新発田法人会 理事 前女性部部長